

赤ちゃんが生まれたら



新生児聴覚スクリーニング検査を受けましょう

生まれてくる赤ちゃんの1,000人のうち、1~2人は耳のきこえに障がいがあると言われています。

きこえの障がいは、早く発見され生後6か月ごろまでに、適切な支援を開始することで、お話しする力やコミュニケーション能力を高めることができます。

この検査は、赤ちゃんが眠っているときに小さな音を聞かせて、その反応を見る検査です。検査は数分間で、薬の使用はなく痛みや副作用はありません。

両耳に聞こえの障がいがある赤ちゃんは、早く発見して補聴器を装用（補聴器を装用しても音声の聞き取りが困難な場合は人工内耳の適応を考慮）し、早く聞く力や話す力につける練習をできるようにします。

多くの場合は、出産された医療機関で、生後2~4日に検査を行いますので、ぜひ新生児聴覚スクリーニング検査を受けてください。

滋賀県内で新生児聴覚スクリーニング検査を実施している、医療機関は33機関（平成30年1月現在）です。実施医療機関一覧は裏面を確認ください。

滋賀県のホームページにも、情報がありますので参考にしてください。→



出産する施設で、新生児聴覚スクリーニング検査を受けられない場合

赤ちゃんの眠っている時間が少なくなると、薬を使って検査することになったり、正しい検査結果にならない場合があるので、なるべく早く検査を受けるようにしてください。（スクリーニング検査の結果、より詳しい精密検査が必要な場合は生後3か月までに）

滋賀県内では、12の医療機関が外来で検査を実施しています。裏面の一覧を参考にし、予約は医療機関へお問い合わせください。

*滋賀県のホームページにも「外来で新生児聴覚検査を受けることが出来る医療機関一覧」があります。

検査の費用は、医療機関が定めていますので医療機関へお問い合わせください。

耳のきこえについて心配なことがあれば、お住まいの市町の保健センターにご相談ください。



滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」

<滋賀県>

滋賀県健康寿命推進課 TEL 077-528-3653